

業務説明書

第1 業務の概要

1 業務名 岩手県法規集データベース維持管理業務

2 業務の内容

委託期間中に発行される岩手県報のデータを基に、岩手県法規集データベースの内容が最新のものとなるようデータの更新作業を行うとともに、用語検索、法令検索等、業務執行の利便性向上に努めること。

3 委託期間、データ更新等

- (1) 委託期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- (2) 必要な更新回数 年12回以上（毎月月末までに発行される岩手県報のデータを基に、特段の事情がない限り、その翌月末までに岩手県法規集データベースの内容を更新すること。）

4 データベース化する例規の範囲

- (1) 更新データ
3(1)の委託期間内において岩手県報に登載される例規のうち、法務学事課総括課長が別に指示するもの
- (2) 追加データ
(1)のほか、法務学事課総括課長が別に指示するもの

5 開発要件

- (1) データ構築
二次的活用を考慮し、汎用性のあるデータ形式で構築すること。
- (2) ネットワーク構成
 - ア Web（職員専用）
受託者が設置するサーバにインストールしたデータベースシステムを、Webを介して当該サーバに接続可能な全てのクライアント端末において使用することができること。
また、法令や当該法令に関する主要な判例と相互にリンクする等、例規、法令及び判例の情報を一体的に利用することができること。
なお、クライアント端末の台数は7,000台程度を予定しているため、相応のサーバ容量を確保すること。
 - イ Web（県民公開用）
受託者が設置するサーバにインストールしたデータベースシステムを、Webを介して岩手県ホームページを閲覧可能な全ての県民が使用できること。
- (3) クライアント環境（共通）
 - ア ブラウザのみで閲覧等が可能であり、専用のアプリケーションを導入する必要がないこと、及びシステムのバージョンアップの際にクライアント側での作業を必要としないこと。
 - イ ブラウザは、インターネットエクスペローラ7.0以上で正常に動作するものであること。
- (4) 操作性（共通）

基本的に研修の参加やマニュアルを必要としない、使いやすいものであること。

6 機能

現在稼働中の岩手県法規集データベースで実現している機能並びに法令検索機能及び判例検索機能の水準を満たすものであること。（岩手県法規集データベースの機能の詳細は、別紙のとおり。）

また、法務学事課総括課長が別に指示する改善の要望を、契約の範囲内で、可能な限り実現するものであること。

7 管理

(1) 必要に応じ、クライアント端末ごとに使用できる機能の制限が可能であること。

(2) 通常の使用については、電源の管理等を除き、岩手県職員が作業を行う必要がないこと。

8 著作権等

著作権の帰属は、次のとおりとする。

内 容	帰属先
岩手県法規集のデータ	岩手県
岩手県法規集のデータ以外の検索等のシステム	受託者

第2 企画提案を求める具体的な内容等

1 データ更新

(1) 導入後においては、第1の3(2)に示す更新回数を満たすよう定期的にデータ更新を行うこと。更新は、岩手県ホームページにおいて公開される岩手県報の掲載内容に基づいて行い、原則として岩手県からの資料の提供、校正等を要しないこと。

(2) データ更新の作業は、受託者が行うこと。

2 検索機能

別紙に記載する機能を有し、検索の利便性の向上に資する機能を付加することができる場合は、当該機能を付加すること。

3 法令及び例規の整合に関する情報提供等

法令の改廃に伴う岩手県の条例、規則その他規程の改廃の必要性について、迅速かつ的確に情報を提供できるものであること。

4 保守管理体制

(1) システムに障害が発生した際に速やかに対応できる体制を整備すること。

(2) 必要に応じ、最新のデータと同一内容のバックデータを随時提供できること。

5 支援体制

(1) 岩手県の求めに応じ、速やかに操作研修の実施、マニュアルの作成を行うことができること。

(2) 岩手県職員からの岩手県法規集データベースに関する質問等に速やかに対

応できる体制を整備すること。

- (3) 岩手県の求めに応じ、スタンドアローンのWindows端末で岩手県法規集データベースを使用することが可能となるCD-ROM等の提供が可能であること。

6 第1の2の業務の内容を考慮して、改善することができる事項

第3 業務説明書に対する質問の受付期間、受付場所、受付方法及びその回答方法

1 受付期間 平成30年2月9日(金)午前9時から同月19日(月)午後5時まで

2 受付場所

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号 岩手県総務部法務学事課(事務局)

電話：019-629-5050

FAX：019-629-5049

E-mail：AH0007@pref.iwate.jp

担当：法務担当 戸塚 真実

3 受付方法

原則として、郵送、FAX又は電子メールによる質問のみを受け付ける。電子メールでの提出の場合には、当方で使用できるファイル形式を確認の上、送付することとし、当方で使用できないファイル形式による提出は、受け付けないものとする。

4 回答方法

平成30年2月21日(水)までに、原則として電話、FAX又は電子メールにより回答する。

第4 企画提案書の提出者に求める要件

- 1 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないものであること。
- 2 法令集データベースの構築、維持及び管理に関する技術・知識及び業務遂行の体制を有していること。
- 3 過去に国又は他の地方公共団体に対し、本業務と類似の業務を良好に提供した実績を有すること。
- 4 業務説明書に記載する業務を確実に実施することができることを客観的なデータにより示すことができること。
- 5 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

第5 企画提案書の指定様式、記載上の留意事項及び問合せ先

- 1 企画提案書の指定様式 様式第1号及び様式第2号
- 2 問合せ先 第3の2に同じ。

第6 企画提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

- 1 提出期限 平成30年2月22日(木)午後5時
- 2 提出場所 第3の2に同じ。
- 3 提出方法

様式第1号及び様式第2号及び本業務の実施に係る費用に係る見積書（見積金額は、見積もった金額の108分の100に相当する金額を記載すること。）を持参し、又は郵送すること。

なお、郵送する場合は、発送後直ちに電話にて第3の2の担当に報告すること。

4 提出部数 6部（見積書にあっては、1部）

第7 企画提案書の特定

企画提案書の特定は、岩手県職員が行う。

企画提案書を特定するための主な評価基準は、次のとおりである。

評価項目	評価事項	評価の視点
企画提案内容	企画提案書	わかりやすい内容となっているか。
業務実績	本業務と類似の業務	良好な実績を有しているか。
業務計画	スケジュール	データ更新をどの程度の頻度で行うか。
	実施の確実性	客観的なデータを示すことができるか。
	支援体制	質問、要望等に適切に対応できる体制か。
	導入に際しての作業	岩手県職員の作業量はどの程度か。
	業務に関する工夫	業務内容を考慮し、どのような改善ができるか。

なお、企画提案書の特定の結果は、全ての応募者に書面により通知する。

第8 非特定理由に関する事項

- 1 企画提案書が特定されなかった旨の通知を受けた者は、通知を受け取った日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。以下同じ。）以内に、書面により、岩手県総務部長に対して非特定理由についての説明を求めることができる。
- 2 1の説明は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日以内に書面により行う。
- 3 非特定理由の説明の請求の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法は、次のとおりとする。
 - (1) 受付場所 第3の2に同じ。
 - (2) 受付時間 午前9時から午後5時まで
 - (3) 受付方法 原則としてFAXとする。
 - (4) 説明方法 原則としてFAXとする。

第9 業務の実施に係る費用の上限額 4,740,000円（税込）

第10 その他留意事項

- 1 企画提案書の作成、提出等に要した費用は、応募者の負担とする。
- 2 提出された企画提案に係る書類は、返却しない。
- 3 提出された企画提案書は、企画提案書の特定以外には、提出者に無断で使用し

ないものとする。

- 4 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、それが確認された時点で当該企画提案書が無効とし、企画提案書の特定については、これを取り消すものとする。
- 5 その他、この説明書に定める手続以外の方法により、この業務に関して関係者に直接又は間接的に問合せや連絡、援助を求めた場合は、それが確認された時点で当該企画提案書が無効とし、企画提案書の特定については、これを取り消すものとする。
- 6 第6の1の期限までに提出があった企画提案書について、説明を求めることがある。
- 7 平成30年度岩手県一般会計予算が議決されなかった場合にあっては、本件調達手続について停止の措置を講じることがある。

別紙（第1の6関係）

次の機能と同等又はそれ以上の水準を満たすものであること。

- 1 目次検索機能
- 2 用語検索機能
- 3 五十音検索機能
- 4 新旧対照表作成機能
- 5 法令Webリンク機能
- 6 ヘルプファイル機能
- 7 法令例規整合情報サービス機能
 - (1) 引用法令の改正状況一覧
 - (2) 例規集からの引用法令一覧
 - (3) 改正状況一覧
 - (4) 公布法律のあらましと岩手県事務への影響シート
 - (5) 法令の新旧対照表作成機能
- 8 法令検索機能
- 9 主要判例検索機能